

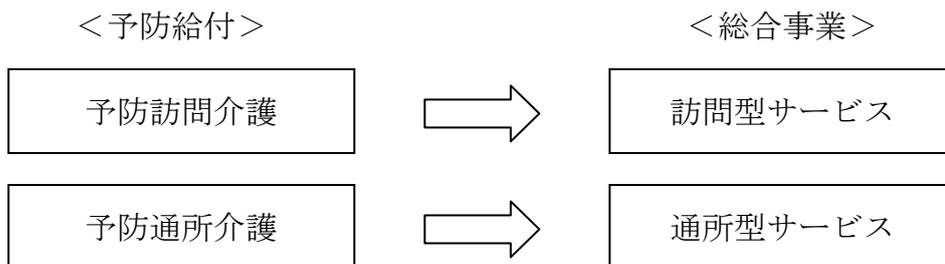
総合事業のサービスを利用する方の注意事項

1. 総合事業のサービスを利用する方とは

- ・平成28年4月1日以降に基本チェックリストに該当した事業対象者
- ・介護保険の更新認定をし、有効期間開始日が平成28年4月1日以降の方
- ・介護保険更新認定を受けず平成28年4月1日以降から総合事業の事業対象者となった方
- ・総合事業の事業対象者の方は、介護保険被保険者証の要介護状態区分等の欄に「事業対象者」と印字されますので、ご確認下さい。

2. ケアプラン作成等に係る書類について

- ・総合事業のサービスを利用する方のケアプランは「介護予防サービス・支援計画書（ケアマネジメント結果等記録表）」を利用して下さい。
- ・総合事業用のケアプランはケアマネジメント結果等記録表と記載されています。ご利用のケアプラン作成ソフトをご確認下さい。
- ・予防給付のサービスと総合事業のサービスの名称が異なります。



- ・介護予防サービス・支援計画書に記載するサービスの名称を変更して下さい。名称の記載例に関しては以下の表1を参照してください。

表1 「介護予防サービス・支援計画書（ケアマネジメント結果等記録表）」のサービス名称・種別の記載例

	介護保険サービス又は地域支援事業（総合事業のサービス）	サービス種別
ヘルパー利用者	訪問型サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問介護相当サービス ・かっぽうぎサービス
デイサービス利用者	通所型サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・通所介護相当サービス ・元気はつらつサロン ・住民主体サロン
配食サービス利用者	生活支援サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・ほっとあんしん宅配サービス

3. 請求業務について

(1) サービス種別コード、事業者番号について

請求にあたって利用するサービス種類コードは介護予防給付とは異なります。また、事業者番号についても現行の番号と異なることがあります（表2参照）。

表2 サービス種別コード

分類	サービス種別コード	事業者番号	備考
現行の訪問介護相当（みなし）	A1	現行の事業者番号	県みなし指定対象事業所（※1）
現行の通所介護相当（みなし）	A5	現行の事業者番号	県みなし指定対象事業所（※1）
現行の通所介護相当	A6	町から通知された番号	町指定対象事業所（※2） 町が独自で決めた単価（※3）

※1 平成27年3月31日時点で介護予防訪問介護・介護予防通所介護の指定を受けている事業者

※2 平成27年4月1日以降に現行相当サービスの指定を受けた事業所

※3 要支援2の人が週1回デイサービスを利用する場合

(2) 予防給付と新しい総合事業を合わせて利用する要支援者の請求について

新しい総合事業サービスも含めて一括した給付管理票を作成して下さい。

(3) 地域単価について

分類	サービス種別コード	地域単価
現行の訪問・通所介護相当（みなし）	A1・A5	事業所所在地における地域区分の単価で請求します。介護給付費と同じ単位数単価です。
現行の通所介護相当	A6	市町村がサービス内容に応じて当該市町村所在地における単位数単価を設定します。 豊山町（7級地） 通所介護単価 10.14

(4) ケアプラン作成料の請求

請求書の作成は総合事業用のケアプラン料と、予防給付用のケアプラン料を分けて下さい。請求書には以下の名称で記載をお願いします。

利用しているサービス・対象者	総合事業 ・訪問介護 ・通所介護	予防給付サービス（福祉用具貸与、ショートステイ等）	対象者	記載名
○	○	×	<ul style="list-style-type: none"> ・事業対象者 ・認定期間の開始が平成28年4月1日以降の要支援認定者で左記の利用がある者 	介護予防ケアマネジメント計画作成料
○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> ・要支援認定者 	介護予防計画作成料

※介護予防ケアマネジメント計画作成料と、介護予防計画作成料の委託料は変わりません

新規 6,760円

継続 3,951円